

とちぎ禁煙推進店（施設）登録制度実施要領

1 趣旨

市民の受動喫煙の機会を減らすため、多数の者が利用する店舗・施設のうち、禁煙を実施するものを「とちぎ禁煙推進店（施設）」（以下「推進店」という。）として登録・公表し、市民による利活用を促進するとともに、多数の者が利用する店舗・施設の管理者に受動喫煙防止に必要な措置を講ずるよう促し、受動喫煙防止の環境づくりと社会的認識の定着を図る。

2 実施主体

宇都宮市

3 対象店舗・施設

市内に所在する、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第28条第5号に定める第一種施設（同号イの施設に限る）のうち、「5 要件」に掲げる敷地内禁煙を行うもの及び同条第6号に定める第二種施設のうち「5 要件」に掲げる禁煙を行うもので、かつ、市の審査に合格したものとする。

ただし、本市と他市町にまたがり所在する複数の店舗・施設を一括して登録する場合は、県で審査するものとする。

4 定義

- (1) この要領における「喫煙」とは、法第28条第2号に規定する喫煙をいう。
- (2) この要領における「受動喫煙」とは、法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。
- (3) この要領における「敷地内禁煙」とは、敷地内（建物を含む）全てにおいて喫煙を禁止していることをいう。
- (4) この要領における「建物内禁煙」とは、建物内又はテナント内全てにおいて喫煙を禁止していることをいう。

5 要件

推進店は、敷地内禁煙又は建物内禁煙を行うものを対象とし、それぞれ県の定める「栃木県における効果的な受動喫煙防止に係る基準」を満たすものとする。

6 登録の申請等

- (1) 推進店としての登録を希望する場合は、登録申請書（別記様式1号）に禁煙状況報告書（別記様式2-1号又は2-2号）を添えて、市長宛て提出する。
ただし、複数の店舗・施設を本市と他市町にまたがって置く者が、それらを一括して登録する場合は、県に提出する。）
- (2) 登録内容を変更する場合は、登録事項変更届（別記様式3号）（必要に応じて、禁煙状況申告書（別記様式2-1号又は2-2号）を添付すること。）を市長宛て提出する。
- (3) 登録を辞退する場合は、辞退届（別記様式4号）を市長宛て提出する。

7 審査及び登録

- (1) 市長は、前項(1)に基づく申請があった場合は、申請内容を審査し、申請内容が適当と認められるものについて、推進店として登録するものとする。
- (2) 前項(2)についても、(1)と同様とする。
- (3) 前項(3)に基づく申請があった場合は、申請内容を確認し、推進店としての登録を削

除する。

8 ステッカーの交付

- (1) 市長は、前項の登録に基づき、ステッカーの交付を行う。
- (2) 推進店は、店頭等にステッカーを掲示し、禁煙であることを利用者に分かりやすく表示する。

9 現状確認

- (1) 市は、登録年度を初年度として3年度毎に、推進店の状況を禁煙推進店現状報告書（別記様式5-1又は5-2号）により確認するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、市は必要に応じ、推進店の状況を確認することができる。

10 登録の取消し

- (1) 市長は、推進店が、この要領で定める活動を行わないことが明らかになった場合、法令に違反した場合、その他推進店として適当でなくなったと認められる場合に、登録を取り消すことができる。
- (2) 市長は、登録を取り消した場合は、当該店舗・施設に別途通知する。

11 市民に対する情報提供

- (1) 市内の推進店について、市が運営するホームページに情報を掲載するとともに、市内の広報媒体等を活用し市民に情報提供する。
- (2) 市内の推進店については、県へ情報提供するとともに、県が運営するホームページ等で周知を図る。

12 その他

- (1) 市は県と協力してこの制度を実施する。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月2日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月1日から適用する。
- 2 令和2年3月31日までの間要領中、「健康増進法」とあるのは、「健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）第3条の規定による改正後の健康増進法」とする。
- 3 本要領の適用時に建物内禁煙推進店又は分煙推進店として登録されている店舗・施設のうち、法第28条第5号に定める第一種施設であるものは、令和元年6月30日までに敷地内禁煙推進店へ移行しない場合、本制度の登録を辞退したものとみなす。
- 4 本要領の適用時に分煙推進店として登録されている店舗・施設は、令和2年3月31日までに禁煙推進店へ移行しない場合、本制度の登録を辞退したものとみなす。
- 5 令和2年3月31日までの間、分煙推進店の現状確認は、本改正前の分煙状況報告書（別記様式5-3）により行うものとする。